

気象警報発令・交通ストライキ等 緊急の対応について

判断基準

次の順序で臨時休校の規定とし、休校の場合、生徒は登校禁止とし自宅学習とする。自宅学習が確定した場合、登校尾を禁止とする。登校時に発令された場合は安全が確認されるまで校内に留まる。

- 1 多摩北部又は多摩南部において、特別警報の発令。午前 6 時 30 分に特別警報が発令されている場合は、4 時間目まで自宅学習とし、午前 10 時 30 分に発令されている場合は終日自宅学習とする。
- 2 多摩北部又は多摩南部において、警報の発令。午前 6 時 30 分に①又は②の気象警報が発令されている場合には 4 時間目まで自宅学習とし、午前 10 時 30 分に発令されている場合には終日自宅学習とする。
 - ① 大雪警報または暴風雪警報が発令されている場合。
 - ② 警報の内容に関係なく 3 つの警報が同時に同地域に発令されている場合。
- 3 交通機関（JR 中央線武蔵小金井駅）の運行状況。

午前 6 時 30 分に気象状況、ストライキ、復旧まで 2 時間以上を要する大規模な事故などにより、中央線が武蔵小金井駅まで運行不可の場合は 4 時間までは自宅学習とする。

また、午前 10 時 30 分に JR 中央線が不通の場合は終日自宅学習とする。
- 4 その他、登校に支障が生じる状況。

個別の事情（交通機関・土砂崩れ等）や、大雪警報などその他の事情により登校が無理な場合は自宅学習とし、欠席扱いとしない。その場合は HR 担任へ連絡する。

※確定する時間は、通学時間と昼食時間を考慮し、4 時間目までに関しては午前 6 時 30 分とし、5 時間目以降に関しては午前 10 時 30 分とする。

気象警報発令・交通ストライキ等 緊急の対応についてのフローチャート

